

鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会
設置要綱

(設置)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想（令和3年8月策定）に基づく一般廃棄物処理施設の建設用地の選定に当たり、鳥取県西部広域行政管理組合から、抽出を依頼された当該建設用地の候補となり得る本市の区域内における適地（以下「米子市内適地」という。）について検討するため、鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、米子市内適地の案を検討し、その結果を市長に報告する。

(組織等)

第3条 検討会は、座長及び副座長1人並びに委員をもって組織する。

2 座長は、副市長をもって充て、副座長は、市民生活部長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、総合政策部長、経済部長及び都市整備部長をもって充てる。

4 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議（次項において単に「会議」という。）は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 検討会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、市民生活部クリーン推進課において処理し、市民生活部環境政策課において、これを補佐する。

(規定外事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。